

日本先制臨床医学会 認定資格制度規則

第1章（総則）

- 1、本制度は、先制臨床医学を探究し最新の知識を普及することを目指し、その進歩・発展に寄与できる指導的人材を育成し、国民の健康の維持・増進、未病の予防に寄与することを目的とする。
- 2、前条の目的を達成するために、本学会は称号制度を設け、必要な事業を行う

第2章（称号の名称および区分）

- 1、称号の名称は「認定医」、「認定研究学術士」、「認定医療士」、「認定予防医学士」、及び各称号の指導を可能とする指導士の8種類とする。これらの称号所持者は、医療・サプリメント・栄養医学・予防医学に造詣が深くあることを求められ、将来ともに知識・応用技術の普及や啓発活動に協力し、学会の活動に貢献できる者に称号を授ける

第3章（称号の申請資格）

称号を申請できる者は以下の要件をすべて満たすこととする

認定指導医・認定医

	会員歴	参加実績 (*1)	国家資格	得点 (*2)	理事会承認
認定指導医	5年以上	3回以上	医師・歯科医師・獣医師免許保持者	過去5年間で15点以上	要 (*3)
認定医	3年以上	3回以上		過去3年間5点以上	必要

(*1) 過去3年間における学術大会、もしくは教育講演の参加実績 (*2) 詳細は第4章の1を参照 (*3) 承認には、認定医資格が必要

認定研究学術指導士・認定研究学術士

	会員歴	参加実績 (*1)	国家資格	得点 (*2)	理事会承認
認定研究学術指導士	5年以上	3回以上	博士号所持者（医学・科学系学位が望ましい）	過去5年間で15点以上	要 (*3)
認定研究学術士	3年以上	3回以上		過去3年間5点以上	必要

(*1) 過去3年間における学術大会、もしくは教育講演の参加実績 (*2) 詳細は第4章の1を参照 (*3) 承認には、認定研究学術士資格が必要

認定医療指導士・認定医療士

	会員歴	参加実績 (*1)	国家資格	得点 (*2)	理事会承認
認定医療指導士	5 年以上	1 回以上	医療系国家資格所持者 (*3)	過去 5 年間で 15 点以上	要 (*4)
認定医療士	3 年以上	1 回以上		過去 3 年間 5 点以上	必要

(*1) 過去 3 年間における学術大会、もしくは教育講演の参加実績 (*2) 詳細は第 4 章の 1 を参照 (*3) 医療系国家資格とは、コメディカルの資格を指す (*4) 承認には認定医療士資格が必要

認定予防医学指導士・認定予防医学士

	会員歴	参加実績 (*1)	資格	得点 (*2)	理事会承認
認定予防医学指導士	3 年以上	1 回以上	医師・歯科医師・獣医師、大学教員 (医学系・科学系等)、または公的研究所等の研究者と共同で業を行っている者	過去 5 年間で 15 点以上	理事の推薦または理事会で認められた者
認定予防医学士	3 年以上	1 回以上		過去 3 年間 5 点以上	

(*1) 過去 3 年間における学術大会もしくは教育講演の参加実績 (*2) 詳細は第 4 章の 1 を参照

第 4 章 (称号申請要件)

1、資格取得に必要な得点は、以下の方法により取得できる

- (1) 日本先制臨床医学会誌掲載の学術論文、または他誌への関連論文で理事会が承認したものは、論文 1 編につき 12 点 (ファーストオーサー)、6 点 (共同著者) とする。
- (2) 学術大会口頭発表、または他学会における関連演題で理事会が認めたものは、講演 1 回につき 43 点とする。
- (3) 学会主催の教育講演の受講は、参加 1 回につき 32 点とする。
- (4) 日本先制臨床医学会理事会が認定した研修会の受講は、参加 1 回につき 32 点とする。
- (5) 点数は年次をまたいで累積できるものとする。

2、申請者は資格取得の可否判断のために、次の各号に定める申請書類を理事会に提出する

- (1) 認定申請書 (別紙)
- (2) 申請書類の資格要件における得点を証明する参加証、抄録、論文、受講証 (コピー可)
- (3) 認定申請費用は、申請料 1 万円、登録手数料 1 万円とする

3、認定申請時における参加歴は、学術大会参加証あるいは当日会費の領収証で証明するものとする。

第5章（認定審査）

- 1、認定審査は全ての称号において日本先制臨床医学会の理事会にて認定可否の審査を行う。ただし、認定不可となった場合にも当該理由を公表・明示することはしないものとする
- 2、称号を取得した場合、当該称号及び有効期限が記載された証書を発行する

第6章（称号の更新）

- 1、称号の有効期限は会期中より1年間とする。称号の更新については以下の要件をすべて満たしていなければならない。
 - （1）更新時からさかのぼって3年間継続して日本先制臨床医学会の会員であること
 - （2）更新時からさかのぼって3年間に学術大会の参加が1回以上であること
- 2、称号認定の更新料は5,500円とする。
- 3、更新申請は申請書類（様式3）を認定期限までに資格要件を証明する学術大会参加証あるいは当日会費の領収証、抄録、論文またはその写し（コピーもしくはDOI可）を添えて理事会に提出しなければならない
- 4、有効期限を過ぎた更新申請については、有効期限の翌日から1年間に限り更新を認める。ただし認定期間については、正常に更新作業が行われた場合の期限を超えることはない

第7章（称号の喪失）

- 1、称号認定者が次の各号の1に該当するとき、その称号認定者が持つ称号は失われる
 - （1）日本先制臨床医学会の会員の資格を失ったとき
 - （2）称号認定者が持つ称号の更新を行わなかったとき
 - （3）日本先制臨床医学会の理事会が不適と認めたとき
 - （4）その他、当会にて相応しくない行為を行ったとき

第8章（認定審査委員会）

認定審査委員会は、これを定めるまで理事会が代行する。また認定審査委員会が発足した場合、特に告知することなく当該委員会へ全ての権限を委譲する

第9章（称号保持者の公開）

最新の知識に関する指導的役割を果たす称号認定者を広く公開するために、希望者に限り学会誌および日本先制臨床医学ホームページに認定者の所属施設所在地、氏名を掲載する

2025年1月31日 第一版策定
改定履歴